

越谷市廃棄物減量等推進審議会
「令和7年度（2025年度）第2回審議会」

日 時 令和8年（2026年）2月4日（水）
午後2時00分から
場 所 第三庁舎4階環境経済部会議室

次 第

- 1 開会挨拶
- 2 議 題
 - （1）令和7年度事業報告
 - （2）一般廃棄物処理手数料の見直し
- 3 その他
- 4 閉 会

○司会 時間となりました。本日は、ご多用の中越谷市廃棄物減量等推進審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当させていただきます、環境経済部資源循環推進課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、審議会開会に先立ちまして、事務局よりご報告申し上げます。本日の会議は、委員の皆様15名のうちZoomによる出席の方2名を含め、合計14名の出席者で行いますので、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは、審議会開会に当たり、浅井会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくよろしくお願いいたします。

○会長 では、年が明けて今年1回目の審議会ということですね。私は、今年の初詣は高校時代の友達がこの近くに住んでいるということもあって、越谷市の久伊豆神社に行ってきました。小さい頃に初めて飛行機が怖いということで旅行を嫌がっていたら、旅行の安全祈願に行きましょうということで両親に連れていってもらって以来の参拝だったのですけれども、改めて行ってみると入り口の鳥居から拝殿までの参道もきれいに管理されていて、境内には池や藤棚なんかもあって、すごく立派な神社だなと思いました。

さて、今回から本格的に審議に入っていくこととなります。今年は、手数料に関する審議ということで、昨年が続いて複数回の審議会の開催になるかと思っております。本年もよろしくよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、本日お配りいたしました次第、資料1として令和7年度事業報告、資料2として一般廃棄物処理手数料の見直しとなります。不足がありましたら職員までお声がけください。

なお、本日の審議会は、おおむね1時間30分程度を予定しております。

それでは、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、会長が会議の議長となります。そのため、会議の進行については浅井会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、皆様からよろしくお願いいたします。

当審議会においては、越谷市審議会の設置及び運用に関する要綱に基づいて会議の公開を原則としております。今後会議を非公開とする必要が生じた場合には審議会にお諮りすることとし、本日の会議は公開することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○会長 ご異議がないようですので、本日の審議会は公開といたします。

では、傍聴の確認をいたします。本日傍聴の申込みはありますか。

○事務局 本日、傍聴人はございません。

○会長 それでは、議事を進行いたします。

議題1、令和7年度事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1の令和7年度事業報告について説明をさせていただきます。
着座にて失礼をいたします。

資料1、令和7年度事業報告ですが、1ページ目に、(1)番、近隣施設のリチウムイオン電池等による火災の対応についてとありますが、近隣の自治体などではごみ処理施設の火災が相次いでおります。ごみの受入先が調整されるまでは、火災後の数日間のごみの収集が停止され、被害の状況にもよりますが、処理施設の復旧に数か月から年単位の期間が必要となります。出火の原因は不明ですが、リチウムイオン電池などの可能性が高いとされています。令和7年では、東埼玉資源環境組合で川口市朝日環境センター、蕨戸田衛生センターについて、表のとおり可燃ごみの受入れを行っております。

(2)番目、本市の対応ですが、モバイルバッテリーやリチウムイオン電池などの充電式の電池は危険ごみとして、小型家電等に内蔵されて取り外せないリチウムイオン電池は燃えないごみとして分別収集を行っております。市のホームページや広報こしがや、cityメール、ごみ分別アプリ、ポスターの掲示などで周知を図っております。

参考といたしまして、2ページ目と3ページ目には、周知した内容、ごみ収集カレンダーの記載ですとかアプリの記載、市のホームページの記載、広報こしがやの記載、ポスターの掲示、こちらを掲載してございます。

令和7年度事業報告につきましては以上でございます。

○会長 ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○委員 今ここで、(1)で近隣施設のリチウムイオン、1月の17日ですか、朝刊に三郷市の燃えないごみの処理場が午後11時ごろ出火して、翌朝2時半頃鎮火したと。それで、燃えないごみの受入れは停止いたしますと。それ以外は通常の業務を行っておりますという中で、私どもの5市1町の中の一員であります三郷市の火災について、現在は究明中だと思いますけれども、今知り得る範囲で情報を教えていただければと思います。

以上です。

○事務局 お答えいたします。

先ほど委員さんからお話があったとおり、三郷市においても2週間ぐらい前ですか、

火災があったという話は伺っております。先週、10日ぐらい前ですかね、先週の月曜日、5市1町で集まる機会があって、その辺りの状況を伺っております。

現状、三郷市では、先ほどごみの処理ができないということなので、その先ですね、引き取り先をどうするか、近隣のところに預けるか、例えば民間であるとかで引き取れるところがあるのかという調整していると伺っています。私どものほうでもお手伝いできる範囲のものについてはさせていただきますよという話は伝えておりますが、現状まだ正式な話はないところであります。今おっしゃったとおり、5市1町の中の一つがそういう状態になっているということは把握していますし、調整ができる状態でスタンバイというか、準備はしているところでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

○事務局 今ご質問で、火災の発生した原因はというようなお話があったと思います。

確認しましたところ、リチウムイオン電池ではなくて、たこ足配線にほこりがたまって、そこからの出火の可能性が高いという報告を受けています。三郷市につきましては、リチウムイオン電池については全て分別がし終わったものを置いているということで、そもそも含まれていないということ、あと我々が聞いた段階では、原因は特定には至っていないのですが、消防の簡易的な調査によりますと、たこ足配線の辺りのところが激しく燃えていたので、そこが出火の原因ではないかというお話でございました。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

○委員 元容リ協におりました公文と申します。

リチウムイオン電池等の火災の問題、かなり前から容器包装リサイクル協会では取組をして、ビデオなんかも作っておりますので、告知の際にこういうビデオも見ていただくと、発火プロセスなんかは迫力がありますので、見ていただきたいと思います。

それから、自治体でぼつぼつ発火している状態ですけれども、特にケミカルリサイクルをやっている日鉄さんだとか、破碎が工程に入っているところ、新日鐵の君津さんなんかは大体2日にいっぺんぐらい、ぼやが出ていると。こういったような状況で、発生件数も飛躍的に実は上がっています。ターニングポイントとしては、どうも加熱式たばこ、この発売等と比例して動いているかなということで、容リ協あたりではもう出火すると、それまたリチウムだと、そういう反射をするようになっております。

それから、自治体の火事もそうですけれども、最初に民間事業者の皆さんのところで火災が起きて、過去も1年間操業できなくなってしまったということがあります。そう

いうところは、火事になって動けないということになるのですけれども、そこで処理をしている自治体のごみが滞留してしまうと。早急な対応というのがなかなか難しい場合もありますので、一段とここについては力を入れていただきたいなど。

それから、もう一つだけ。リチウムイオンがそのまま電池が出ていけば、手選でも何でも、例えば磁器選別でも取れると思うのですが、見ていますと、小袋というのですけれども、袋の中にちっちゃい袋が散見されて、その中にライターとか電池が入っているというケースが多い。ここら辺も要注意で、容リ協としてはできるだけ小袋、内袋はやめてくれというお願いを自治体の皆さんにしているようなところであります。

私からはそんなところです。

○会長 どうぞ。

○委員 では、私のほうからリチウムイオンについて。

過日、1月の20日過ぎなのですけれども、越谷市自治会連合会で静岡県の方に13支部長及び幹事及び市の職員と視察研修に行ってきました。富士市のほうです。2日目に環境センターにお邪魔しました。私どもでも、「産業廃棄物でリチウムイオンの扱いをこういう形でやっております」という形で説明して、「富士市さんはどういう状況でいらっしゃいますか」と質問しました。そうしましたら、我々とは全く違まして、「リチウムイオンの回収については販売店、大手販売店、そういうところにお返しする。持ち込んで処分していただいている。ですから、ごみを私どもは危険物で回収していますが、富士市のほうではそういう形では一切やっておりません」と。ですから、その問題は今のところ出ておりませんというお話でございました。報告ですが、そういう形で。

リチウムイオン電池でも、つい二、三日、電車内で発火とか、携帯電話に充電中とか、その扱い方がうまく行われていないのかなというところもあります。そういう内容を仕入れましたので、ご報告いたします。よろしくお願ひします。

○会長 どうぞ。

○委員 三郷市さんの処理施設とか見に行ったことがあって、あそこは前もって不燃物の手選別をするのですよね。なので、あそこで火事って何だろうと思ったら違ったということで。手選別をしっかりとっているという印象がありました。

3年ぐらい蕨戸田衛生センターの委員もやっていますが、かなり大変ですね。ごみ処理、ほかのところ、東埼玉資源環境組合さんでも受け入れていただけましたけど、そのコストもまた億単位ですので、リチウムイオンバッテリーの問題は大きいと思います。

ちなみに、東埼玉資源環境組合さんは対策されているのでしょうか。完璧ではないのですけれども、AIを活用して火が出たらすぐに消火できるような施設もあると聞いて

おります。それも蕨戸田、入れようかとしているのですけれども、完璧ではないのですけれども、何かしらされているのかどうかというのをお聞きしたい。

- 事務局 東埼玉資源環境組合では、まず24時間の監視体制を取っているということ、そこは川口市と違いまして、あとは自動放水銃とか、すぐぼやが出たら消火する、運転の職員でもすぐに放水とかできるような体制でありまして、二重三重の対策を取っている状況で、今のところ大きな事故については至っておりません。

以上でございます。

- 事務局 ちなみに明日、課長と私、担当の3名で、蕨戸田にお邪魔するというのがあります。24時間後の今頃なののですけれども、現場を知る機会があるのかなと。
- 委員 川口と蕨戸田は発生原因が違うのですけれども、川口はちょうどごみ、焼却施設のところです、そこだったのですけれども、蕨戸田は不燃物処理のところで発火した。実は焼却施設と不燃物の処理の施設の電源がもともと一緒、つながっていたのです。なので、全ての電気系統がやられてしまって、それで不燃物のほうは全く動かない状況で、ただ焼却施設は一部動いているような状況。そういう情報もあります。
- 会長 ほかいかがでしょうか。他に質問ございませんか。大丈夫ですか。

[発言する人なし]

- 会長 ないようでしたら、次の議題に移ります。

議第2、一般廃棄物処理手数料の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 それでは、説明をさせていただきます。

事前に配布したものと若干資料が一部変わっております。特にズームでご参加いただいている方は、1時間ぐらい前に最新のものをメールで送らせていただいておりますので、大変お手数で申し訳ございませんが、そちらをご参照いただければと存じます。

では、資料の2、一般廃棄物処理手数料、こちらの見直しについて説明をさせていただきます。めくっていただきまして1ページ目、1番といたしまして、手数料見直しの考え方について記載してございます。前回の審議会でも触れさせていただきましたが、

(1) 番として、受益者負担割合については市の方針は100%であるということ。

(2) 番として、手数料の算出としては、原価掛ける受益者負担割合、この場合は100%、これに加えてまして近隣等の状況を比較考慮するということ。

(3) 番として、急激な負担増を避けるため、改定額の上限は消費税額を含めて現行の1.5倍とする。

(4) 番として、消費税は適正な転嫁を行う。

とされております。消費税は、金額の分かりやすさなどを考慮し、改定に際して、本市は原則内税方式とすることを確認してございます。この後、近隣市の状況が一覧で掲載されているページがありますが、多くの自治体が内税方式としております。

なお、この1ページ目、下の参考資料といたしまして、2013年から2025年の消費者物価指数の推移を掲載してございます。2025年では、前回の見直し時の令和元年、2019年ですが、比較をいたしますと1割ほどの上昇となっております。

続きまして、2ページ目、2としてし尿処理手数料、こちらについて記載してございます。(1)番、前回の令和元年度審議会の見直しの考え方では、手数料の受益者負担率は50%程度とするのが妥当としており、平成29年度決算、この表の左側の受益者負担割合は、運搬委託料に対して50%、市の基準では100%となっております。しかしながら、真ん中にあります前回の答申では、運搬委託料に対する負担割合が50%となっているため、現行のままとの答申がされております。右側には、令和6年度の受益者負担割合を記載してありますが、運搬委託料に対しては26%、米印、表の下にありますけれども、経費にし尿処理費用を加えた割合の受益者負担率としては18%となっております。

真ん中、(2)番目、手数料区分の変更でございまして、現行では左下の表、塗られている部分に変更前です。表で見ていただきますと、単身世帯があるかと思うのですが、こちらの手数料が普通世帯、これは複数人の世帯ということなのですが、そちらより金額が安価に設定をされていたというところがあります。左下の表で行きますと、例えば普通便槽の普通世帯、上から2行目のところですか、こちらで計算を当てはめてみますと、世帯割が450円、人頭割が300円とありますので、これが1人ということであれば450円と1人分の300円、これで月額が750円というところを、520円としております。しかしながら、単身世帯、普通世帯にかかわらず、その場で出張して作業すると、その経費は同様に発生しておりますので、右の表、単身世帯と普通世帯、この区分を統合することを案としているところでございます。

めくっていただきまして3ページ目、こちらでは、参考として区分を統合した際のし尿処理手数料につきまして、原価100%、原価50%、現行の1.5倍、現行の状態を換算したものをA案からD案として掲載してございます。表の下、米印ですけれども、令和6年度の現行のくみ取りの対象となっている世帯、この状況に基づきまして、経費に対する手数料の割合を算出してございます。100%、50%、27%、18%というところですね。なお、この真ん中下のところ、計算例といたしまして、例えばC案を示しておりますけれども、し尿処理手数料の算出につきまして掲載してございます。月額幾らというところがあって、人数が何人いるのかと。そちらを掛けて手数料を算出するという式が、こ

の①、②で出ているというところでございます。

続きまして、4ページ目、こちらでは(4)番、し尿処理手数料の改定案に対する他自治体との比較として、普通便槽における越谷市のA案からD案、近隣市の状況を比較してございます。ここでは、金額の比較ですとか改定期、先ほど触れさせていただきました消費税、この方式が草加市と八潮市、さいたま市、この3つは掛ける1.1というのがあるかと思えます。こちらは外税とされているのがお分かりいただけるのかなと存じます。また、改定の時期は、ほとんどの市が約20年を経過していると、20年以上ですね、経過していますので、現在の消費税率ですとか物価の高騰、この辺は加味されていないと考えられるところでございます。

続きまして、5ページ目と6ページ目、これも近隣との比較ですが、5ページ目では改良便槽、6ページ目では従量制、こちらについての表を掲載してございます。改定の時期は、先ほどと同様の状況ということになってございます。

続きまして、7ページ目、3番といたしまして、粗大ごみ収集運搬手数料(スプリング入りマットレスを含む)、の記載しております。(1)番の前回の令和元年度の審議会における見直しの考え方では、手数料の受益者負担率は50%程度というのが妥当としており、表の左側、平成29年度決算の受益者負担割合が57%、市の基準が100%となっているものの、真ん中にあります前回の答申、処理経費に対する負担割合が約60%であり、50%以上となっているため、現行のままという答申がされています。表の右側には、令和6年度の受益者負担割合を記載しており、受益者負担割合は51%となっております。

真ん中、(2)、参考として改定案、原価の100%、現行の1.5倍、現行について、下の表、A案からC案として記載してございます。一番下の受益者負担割合、米印のところですが、令和6年度決算の歳入と歳出から算出しております。料金としては最低価格、上にあります400円ですとか600円、こちらを基準として、その倍数、400円掛ける2とか3とか7、600円掛ける2とか3とか7、そのような形、倍数としております。

さらにめくっていただきまして8ページ目、こちらは越谷市のA案からC案、これと近隣市との状況を比較してございます。この表では、金額の比較や改定の時期、基本料金の設定があるかどうかということが分かる表になっているかと思えます。草加市ですとか八潮市、松伏町、春日部市、上尾市が令和になって改定しております。

直近で言えば草加市、これが一番上にあるので例に出すのですけれども、150センチ未満のものが200円となっております、これを1点、粗大ごみとして出すというのであれば、基本料金1回につき1,000円というのが加算され、この基本料金1,000円、さらに200円分を足して1,200円、こちらが手数料となると。そのような算出となっております。

さらにめくっていただきまして、9ページ目、4番としてその他の廃棄物処理手数料について掲載をしてございます。(1)番、前回の令和元年度、この審議会における見直しの考え方として、手数料の受益者負担割合は50%程度とするのが妥当としており、表の左側、平成29年度決算の受益者負担割合が19%である。市の基準は100%となっているものの、真ん中にあります前回の答申、処理経費に対する負担割合は約20%であり、50%として算定すると現行の約3倍となり、近隣他市や東埼玉資源環境組合の可燃ごみ処理手数料と同額、210円とすることが妥当との答申がされております。表の右側には、令和6年度の受益者負担割合を記載しており、受益者負担割合は15%となっております。

下の(2)、こちらでは参考として、原価100%、原価50%、現行の1.5倍、現行、前回の答申を、A案からE案として掲載してございます。受益者負担割合につきましては、令和6年度決算の歳入と歳出から算出をしてございます。

めくっていただきまして10ページ目、こちらでは(3)番といたしまして、越谷市のA案からE案、これと近隣の市町の状況を比較してございます。この表では、金額の比較ですとか改定の時期についての記載がございます。令和になって、春日部市、さいたま市、川口市が改定しております。

最後のページ、11ページ目、今後の予定について掲載してございます。前回の審議会でもお伝えしたところかなと思うのですけれども、本日2月4日、手数料案の審議、決定、4月の下旬から5月の月上旬、この間で答申案を作成、5月の下旬に答申、もし改定ということであれば、9月議会に議案として市議会に上程をしまして、令和9年4月から改定の手数料、この適用が開始されるという予定になってございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、まず私から。僕の専門は環境経済学なので、経済学の観点から少しお話ししようかと思えます。いわゆるくみ取りサービスというのは、くみ取り式トイレを使っている人たちにとっては必要不可欠なものだと思うのですけれども、いわゆる必需品なわけです。経済学では、必需品というのは需要の価格弾力性が低いと考えます。どういうことなのかというと、要は必要不可欠なものというのは値上げしたとしても買い控えをしにくいわけで、値上げに対して消費量を抑えることによって負担の増加を是正するというような行動が取りにくいと考えられるわけです。くみ取りの料金が上がったからといって、くみ取りをやめるということとはできないと考えられるわけです。このため、いわ

ゆる必需品というのは値上げの影響というのがより顕著に出やすく、負担の増加というのが相対的に大きくなりやすいというのがあります。

これを前提として考えたときに、では誰がその値上げの影響を受けるのかと。くみ取り式トイレを使っている人たちが影響を受けることになると思うのですけれども、そのくみ取り式トイレを使っている人がどういう人たちで、彼らが水洗化しない理由はどこかというところが把握できたらと思うのですけれども。お願いいたします。

○事務局 お答えいたします。

現状、くみ取りの世帯、対象世帯が今1,000世帯を欠けているぐらいが市内にあります。対象としてはそれぐらいの状況です。くみ取りの世帯は、市街化調整区域、市街化区域で下水道が入っているところは下水道処理が基本で、それでもくみ取りという世帯もないわけではないのですが、ほとんどは市街化調整区域にお住まいの方になります。

先ほどお話しありました、必要なものについて量を減らして調整とかというのはなかなか難しい。それであれば、どういう方がくみ取り式トイレなのか。あとは、くみ取りを転換しない理由というのは何かあるのかと。この辺りは全部の世帯に対して調査をしているわけではないので難しいところがありますが、くみ取りの世帯であっても、例えば浄化槽に転換するという世帯が年間何世帯かあります。浄化槽に転換する場合は補助があるのでありますが、転換工事費は大体140、150万円ぐらいが平均になっているのかな。補助が大体70万円から80万円ぐらい、約半額の補助はあるけれども、半額ぐらいは持ち出しとなってくると。イメージとして金銭的に厳しいかなという世帯もあるのかもしれないのですけれども、意外とそうでもないのかなと思われます。

これも聞くとありますが、ある程度年配の方がお住まいになっていて、この家に住むのはもう自分たちの世代までとなると、そこは変えなくてもいいのかという考えもあるのかと。一つ一つ調べたわけではないのですけれども、そういう考えもあって転換しないと。くみ取りのままにしている。かといって、金銭的に何か困窮している世帯というわけでもないのかなと。そういう面はあるかと考えております。

○会長 では、特に壊れたから使うことができないという状況でなければ、特にくみ取り式トイレでも構わないという人たちが一定数いるということなわけですね。

○事務局 くみ取り世帯を訪問したことがあります。そのようなことをおっしゃっている世帯は何件かありました。住むのは自分たちまでだとすると、そこは変えなくても思っている方、特に年配の方は、家族の方とかお子さんがもう家を出てしまったというのだとすると、自分たちの代がこの家に住むのは最後だから、そこはあえて転換しなくてもという、そういうお考えの方は一定数いらっしゃるのかなと感じます。

○会長 僕、初めてくみ取り式トイレというものを知ったのが、幼稚園くらいの頃に新潟県の山古志村に旅行に行ったときに、親からは落ちたら死ぬからねと。この世にはこんなおぞましいものがあるのだと衝撃を受けた記憶があるのですけれども。でも、そういうトイレで構わない、くみ取りで構わない人たちというのは特殊ケースというわけではないという認識でいいのでしょうか。僕がちょっと心配しているのが、先ほども述べたとおり、いわゆる低所得世帯が含まれているのではないかということなのです。

おっしゃっていただいたとおり、下水道が整備された地域というのは基本的には水洗化する必要がありますから、市街化調整区域に多いということだと思いののですけれども。となってくると、僕の直感だと、昔からの持家に住んでいるような方など、年金生活だけれども、家と土地を資産として持っているようなケースが多いのではないかなというふうに思うのです。庭とか畑とか立派な日本家屋とも郊外に行くと結構残っていますけれども、地主さんとかもおられるのではないかなと思うのです。一方で、水洗化のような初期費用としてまとまったお金が必要となると、設備投資というのは低所得の世帯だと後回しになる可能性はないのかなということをお心配するわけなのですけれども。

将来的に値上げの方向で議論するのであれば、経済的な指標、例えば非課税世帯や生活保護受給者の割合がどれくらいかを把握したほうがいいのではないかと思います。

○事務局 お答えします。

おっしゃるとおりで、全部の世帯が金銭的には余裕あるよというわけではもちろんないのだと思います。し尿の料金を滞納している世帯というのはあります。そういうところにお邪魔して状況を見ると、金銭的なもので困窮している世帯というのものもあるのはそのとおりだと思います。現状、し尿の減免ですと、減免の規定があって、基本は生活保護世帯に関しての減免というところですか。生活保護世帯ってどのくらいでしたか。

○事務局 現在、全体が987世帯ある中で67世帯です。なので、全体の6%、7%ぐらい。

○事務局 困窮している世帯に対して、生活保護の世帯ですが、そういうところは手を差し伸べられる状況にはなっているところがございます。

○会長 ありがとうございます。

○事務局 補足なのですけれども、し尿くみ取り世帯の分布なのですが、一般的には下水道未整備区域、いわゆる市街化調整区域ですけれども、所得とは関係ない部分もございます。どちらかという家の築年数や、世帯の年齢なんかが関係して、資力はあるけれども、お金をそこに使うかどうかという部分もございます。

直近1月ですか、2件ほど合併浄化槽に切り替えたいという話があり、我々補助金出しているものですから、案内したのです。そうしましたら、「それは知っていますが、手

続に時間がかかるので補助は使いません。お金はあるので結構です」という話でした。今の家はそのままで、別の用途に資金を使いたいと考えている話も聞いたことはあり、くみ取り世帯だから資力があるかどうかは別ではないかと感じています。

行政として、資力がない人については税金で対応、非課税であるとかで対応して、福祉的な部分でも行っています。下水道区域で浄化槽を使っている方にも、資力の低い方には福祉的部分で対応しております。そういった観点から、一部の人だけを見るのではなく、本来どうあるべきかというところで議論いただくのが必要と考えております。

○会長 どうぞ。

○委員 私の自宅では水道代の半分は下水処理で、それがこれに該当するのですよね。そうすると、下水処理の世帯は幾らぐらい使っているのかって知りたいですよね。それに比べて改良便槽代が高いのか安いのか、同等なのか。同等だったら同等ですよと言えるでしょうし、それが1人当たり、下水の人よりも2倍も3倍も高いのだったら、ああ、それは問題だねと見えると思うので、そういった情報も欲しいなと思います。

○事務局 今のお話で、単純に料金の比較というのもそうですけれども、受益者負担という話をしています。それがどういう状況かというところ、下水道に関しては、私ども越谷市であれば、市の下水道の所管課が公営企業会計ということで下水道の会計を運営しています。それに対して、いろんな下水道の管のメンテナンスであるとか、そういったものの将来の費用も含めた形で下水道料金を徴収している。とすると、受益者負担の割合としては、むしろ100%を少し超えるぐらい。何%でしたか。

○事務局 下水道に対しては正確な数字ではないですけども、100%を超えるぐらいで。

○事務局 そうですよ。将来の整備まで考えてということなので、そこまで見越した形で下水道料金の設定をしているというところになります。例えば浄化槽の場合はどうかというと、浄化槽は自分たちの所有となっているわけですから、そのメンテナンス費用であるとか清掃の費用というのも世帯に住んでいる自分たちがそれを負担していると。

一方、し尿処理のものというのはどうかというと、大体負担割合というのは今2割とか、そういうような数字が先ほどの表にあったかと思います。すごく大ざっぱに言ってしまうと、現状では収集運搬に対して5,000万円ぐらい、年間のし尿処理手数料としては1,000万円ちょっとというところで、2割ぐらいというところが現状の負担というところなんです。そういう意味では、負担の割合を考えるのであれば、くみ取りの世帯というのは、補填をしているというところは言えるのかなと思います。

下水道との比較の料金を担当に調べてもらったのですけれども、公共下水道だと、少しざっくりしてしまうのですけれども、平均で3,102円。くみ取りですと、先ほどの資料

で、大体月2回の汲み取りで、単純に平均すると普通式で1,350円、改良式で1,600円。とすると、半分ですとか、3分の1まではいかないというところですが、負担を比較すると、くみ取りの世帯のほうが少ないのかなということは言えると思います。

○会長 受益者負担というのは確かに財政の分野ではよく使われる用語だと思うのですが、一方で租税の分野での話をするとするならば、応益課税という観点とは別に、いわゆる応能課税というのがありますね。低所得の世帯も、低所得者はあまりいないかもしれないという話でしたものね。彼らの生活に必要な行政サービスの経費を税収から補填するというで補っている、財政の大きな役割である所得の再分配という話になるのではないかなと思わなくもないのですが、そこら辺はどんな感じですか。

○事務局 手数料につきましては、やはり特定のものに対して提供する役務の対価という性質から受益者負担割合は100%と考えております。負担割合50%を仮にそのままでいくと、対象の住民の方からの負担と、対象ではない住民の方の負担が半分入る。ごみを出していないのに、出している人の分を払っているとか、例えばし尿のくみ取りのお話しですと、市の世帯数が16万強、実際はこのくみ取り世帯はもう1,000を切っている。900から1,000の間の世帯です。そうすると、差し引いた残りの世帯の人たちが、自分たちは100%払っておきながら、彼らの分も負担しているという話になりますので、あくまで低所得者への対応というのは福祉的な部分や課税など、市としてはそういうふうに対応する。一方で手数料、例えば住民票とか戸籍などですけれども、取っている人がその分を負担するのが適当な考えではないかというのが、今のところの市の考えでございます。

以上です。

○会長 くみ取りにおいて受益者負担で賄ったとしても、別の社会の制度がある。それで十分保障がなされるというふうを考えて大丈夫なのですよ。

○事務局 そうですね。行政としてはそういうふう考えています。

○会長 分かりました。所得の再分配政策も、いわゆる所得税制の中で社会保障制度に集約して行うというのが一般的な考え方だと思いますので。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。お願いします。

○委員 市役所の方にはちょっと言いづらいのかもしれませんが、くみ取り式とかというのを市役所さんの考え的にはゼロを目標にしているのか、今あるのをそのまま残しても受益者に100%負担してもらいたいのか、その辺はどっちなのか。

○事務局 計画策定のそのときにも少し話題になったのかなと思うのです。恐らく自然と最終的にはゼロになるのだろうと考えております。ただ、現在は、市がくみ取りの手数料を納付いただいて、委託してというところではありますが、恐らくどこかタイミング

かは分からないのですけれども、何かしらのラインを引いて、市が関わるという形ではなくて、直接世帯とくみ取りの業者さんとの中のやり取りとしてやるということも、出てくるのかなと。そうすると、市から離れて各世帯の中で個別に、たまっただから来てください、月に何回来るとかそういうのではなく、そういう形で各世帯の中でくみ取ってくれる会社さんを見つけながら、くみ取りの分の負担をするということになるのかなと。残り数十世帯になっても現行の方式というのは、現実的ではないのだと思います。少しずつ世帯が減ってきているので、将来的にはそのような話もあるかと思っています。

○事務局 市としては、くみ取り式については、台所などの雑排水が川にそのまま流れますので、くみ取り式と単独浄化槽がそれに当たるのですが、そちらはなるべく早くなくす方向で取り組んでおり、補助金を出して転換を促している状況でございます。転換を促すために補助金を出していますが、一方でこちらは低廉な価格で、少し矛盾といたしますか、そういった部分はございます。

○会長 ほかいかがでしょうか。お願いします。

○委員 越谷市は東京都に近いにもかかわらず、市の状況としては市街化調整区域が非常に広い。市の考え方として、これをどういうふうに考えていくのか。その市街化調整区域がある程度少なくなると、他市では、市街化調整区域を少なくしていくと。やっぱり下水道の処理も十分進んでいくと思うのですね。越谷市としては大きな行政としてどういうお考えでいらっしゃるのか、分かれば教えていただければと思います。

○事務局 お答えします。

計画策定のときに、市街化区域と市街化調整区域はどんな感じなのだという話題になったかと思っています。そのときお答えしたのは、越谷市を上から見たとき、越谷市の真ん中当たりが市街化区域になっている。これは、主要道であるとか駅であるとかの区画整理が広がって、広がってという形になって、東側と西側、こちらが市街化調整区域になっているという、そういう状況です。

市街化区域に関わるのが市街地整備課という課がありまして、以前自分はそこにいたことがありました。そのときには、将来的に人口減少の局面になるところで、市街化区域を、例えば区画整理をやってという形でさらに広げるのは難しいのではないかという話がありました。都市計画とか土地利用の所管の考えなので、今どう考えているかというところだと思うのですけれども、市街化区域をさらに広げてというのはちょっと難しいのかなと。

現行では西大袋の土地区画整理が施工中ですけれども、恐らく最後なのではないのかな。以前の計画、例えば七左の土地区画整理は七左第一土地区画整理事業とっていた

ので、第二の想定もあったと思われませんが、今のところ明確な動きはないと。

先ほど話があったとおり、例えば近隣で言うのであれば、越谷市が接している草加市とか川口市に比較すると、越谷市の市街化調整区域は大きいのです。現状の土地利用では、市街化区域をさらに広げて下水道のエリアが広がるという予定は今のところはないということを、たしか下水道所管課の話の中で聞いています。下水道でも、エリアがさらに広がるかという、計画では今のところはないと伺っております。

以上でございます。

○会長 ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員 すみません。ちょっと表の確認というか、数字の確認というか。2ページ目の下、変更前というのが今現状ということでしょうか。右側の変更後というのが今これから考えようかなってという案ですよ。

○事務局 現行の料金を納める場合、この料金体系だとこれぐらいの料金になる。この2ページ目の右側の変更後と、3ページ目の右上のD案、これが表としてはイコール。今の収入をこの料金体系で換算した場合はこれぐらいの料金になると。世帯の状況とかその辺を勘案すると、この料金体系にした場合はこれぐらいの料金になるよというのを算出したものがこの表でございます。

○委員 今回はD案を審議会に諮りたいということか、案が1個増えたってことですね。

○事務局 もしD案というのであれば、料金体系は変わりますが。

○事務局 この3ページ目につきましては、A、B、Cと並べて比べる際に一つの目安としてDというのを書かせていただきました。もし現行を変える必要がないのではないということであれば、そのままにしようかと考えています。

○委員 そうすると、この3ページ目のD案と4ページ目の上の網かけされている越谷市D案現行というのは、これはD案なのか、現行なのか、ちょっと分かりづらいというか、数字が違っているので。

○事務局 網かけだとこっちの3ページのD案を編みかけされてという形かなというところに見えるかもしれませんが、あくまで520円ですとか、1,050円と違ってあるのは、今の料金体系区分でというのが4ページになっていると。

○委員 現行の料金体系ということですか。

○事務局 現行換算ではなくて現行ですね。

○委員 この4ページ目、5ページ目は現行でいいのですね。

○事務局 はい。現行の料金体系ですね。現行の料金体系。520円ですとかってあるのは、現行の料金体系でやった場合はこうなりますと。

- 事務局 D案ではないってこと。
- 委員 そうなのですよ。案ではないのですよね。
- 事務局 そうですね。あくまで現行の料金体系で、だからこれは4ページ目のD案というのは、3ページ目のD案とは異なると。
- 委員 現行でいいのですよね。
- 事務局 現行ですね。
- 委員 3ページ目のD案の現行換算で私なりに計算してみますと、D案でいくと普通便槽であれ、改良便槽であれ、単身世帯は値上げになりますけれども、2人以上の家族は現行より値下げになるみたいなのですけれども、そういう計算で間違いなかったでしょうか。独り者だけ値上げ、家族持ちは全員値下げというふうになると。
- 事務局 4ページ目の現行、網かけの部分については、あくまでも現行の手数料区分に対して世帯の人数を掛けて出した数字になります。それで、3ページ目のDについては、案ではなく、A、B、Cと比較するため、目安として換算として書かせていただいたものでございます。
- 事務局 先ほど単身世帯に関しては上がるけれども、そうではない世帯に関しては下がるということは、世帯の状況からすると、現行は単身世帯のほうが多いというところがある。現在収入されている料金があって、それを当てはめて計算をしたときには、単身世帯は上がるけれども、普通世帯、複数世帯のところは少し計算上下がるというところは出てくるというところなんです。独り暮らしの方だとすると、家のことで新しくしなくてもいいんじゃないと考える人が多いこともあるのかなと感じています。
- 委員 ということは、D案は案というほどではないということなのですね。
- 事務局 便宜上、この3ページのグレーのところは現行のところを最初に書いていたのですけれども、現行の区分を書いていたのですけれども、割れ方が違うので見にくいから、直したほうがいいのかという意見がありました。そこで、AとBとCとの比較しやすいよう、便宜上整えた形になります。ただ、実際の他市との比較については、元の区分で算出したものを書かせていただいています。
- 会長 ほかいかがでしょうか。お願いします。
- 委員 ちょっと逆戻りするようで申し訳ないのですけれども、委員長以下前回、前々回ですか、この審議会のメンバーが代わる前に生活排水処理基本計画、これを議論したと思います。そういった中で、単独浄化槽を合併浄化槽に切り替えるのが予定どおりにかない。予算も縛られているということで、基本計画の年度を後ろ倒しにしたと。令和18年度でしたか、本来ですと令和12年度かな、それとも令和8年度ですか、それをゼロ

にする計画を先延ばしにした。

実は、その中にくみ取り人口というのがまだ1,000人前後ですか、世帯にして900世帯ぐらい、議論しているくみ取りの人口、世帯、そういった中で今までくみ取りの料金、これが平成10年度以降変わっていないのです。それまではくみ取りの手数料が徐々に上がってきている中で、平成10年以降は現行の450円のままなのです。ということは、あまりにもというか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、生活保護世帯には減免されているものの、いわゆる下水排水処理区域になっている。あるいは先ほどの調整区域、こういった方たちの中で下水道処理区域の中でもまだくみ取り世帯がおられる。それは決して低所得というか、困窮をしているから下水道に変えられないという方もあるかもしれませんが、変えたくないのだと。先ほど来、高齢者だから変えたくない方もおられるという中で、この金額を1.5倍だとか、それともそのままにしておくとかという議論をする中で、今日は手数料の議論をしている。1,000世帯前後、あるいは800世帯ぐらいですか、現在まだくみ取りのお宅があるのは。そういった方たちのために値段を云々するというよりは、やはり一定の1.5倍とかの値段に切り替えるべきだと思っております。いかがなものか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○事務局 委員の皆様がどうお考えになるかというところかと思えます。

○会長 ほかいかがでしょうか。

○委員 私も同意見です。現行だと優し過ぎるのかなというふうに私も思います。

○会長 お願いいたします。

○委員 今、ご意見を賜りまして、皆さんと考えなくてはいけないところなのですが、正直言いまして、くみ取り業者だって非常にこの物価高騰で大変な思いをしているはずなのです。今まで個人宅でどういう形であれ、実情は分かりませんが、くみ取りにしているお宅に市としてはどういった案内をしているのか。例えば浄化槽にしてくださいとか、いろいろアタックはしていると思うのですが、どのぐらいの頻度でそういう形でご案内しているのか、その辺もお聞きしながら意見を述べたいと思います。

○事務局 回答させていただきます。

頻度としては、一定のペースではないということになります。特に臭いの苦情が発生した際、周辺に浄化槽の維持管理状況を調査しまして、周辺に維持管理してくださいねというチラシ配布する。併せて、単独浄化槽の世帯とくみ取りに対しても、浄化槽の転換の補助金が出ていますといったようなチラシを配布しています。下水道区域についてはどういったペースでやっているのか、こちらで把握はしていないのですが、そ

ちらについても下水道区域内における浄化槽を使用している世帯と同様に、くみ取り世帯に対しても下水道に接続してくださいというような通知を送ったり、直接赴いて対面で指導したりということは聞いたことがあります。

○委員 もう一点、くみ取りから浄化槽にする場合、越谷市は補助を出している。その補助を出しているというご案内も全くくみ取りのお宅に説明は行っているのでしょうか。

○事務局 説明しています。広報こしがやにも補助金の記事を掲載しています。

○事務局 くみ取り世帯に対しては、お金を納めてくださいという納付書や、口座から引き落としますよというご案内を、6期でするので、年6回送る機会があります。ですから、そういう中に転換の補助がありますという通知入れている。ただ、受け取った人は、ああ、また入っているぐらいの感じになってしまうのかもしれない。現物を見る形で、転換できる補助があるということは目に触れる形でお知らせしております。

以上です。

○委員 そういふのを見ても、ピンと来ない方々なのかなと。平成10年から金額が変わっていないし、いやという方が、もし1.5倍になりますよとなったら、その金額を見てどうしようとするきっかけになるのではないかという考えもあると思っています。

○会長 お願いします。

○委員 遡るようで申し訳ないですが、普通便槽と改良便槽で、金額の違いは何ですか。

○事務局 前回の審議会でも少し触れたかと思いますが、いわゆる普通便槽はぼっとんトイレ、先ほど委員長が落ちたら死ぬよというふうに言っていた、あの形ですね。改良便槽は、新幹線とか飛行機とか乗り物にあるような、少し水を流しながら蓋がかかるような、そういうものです。ですから、便槽が少し大きい。同じ大きさではなくて、くみ取る、ためる大きさというのですかね。それが大きいというところなので、当然作業量とか、そういうものも少し多くくみ取らなければいけないというところがあって差がついている。これは、他市でも改良便槽と普通便槽というところでは差をつけているのは、そういう考えがあるのかと。2割ぐらい違うというふうに、大きさに差がありますよというところで、料金差を設けているというところになるかと思われま。

○委員 浄化槽水洗とはちがう。

○事務局 違います。あくまでためているので。浄化槽水洗とは違います。

○会長 お願いします。

○委員 急激な負担増を避けるために改定額の上限は消費税10%を含めて現行の1.5倍とするという考え方があるのですが、これは前回の審議会のときに出た考えですか。それとも上げ過ぎると大変だから、これくらいにしておこうという考えですか。

○事務局 本市の手数料の見直しの基本的な考え方です。自分たちの関連ではくみ取りや粗大ごみのというところですが、使用料と手数料ということで、地区センターの会議室の使用料とか、住民票とか印鑑登録証とかを発行するような手数料、そういったものについて市の考え方としてこれでいきたいと思いますとなっているものです。

○委員 手続きに対するものですので、急激に物価が高騰している中で、恐らくこの先も人件費は上がっていくと考えられるのです。1.5倍というのも、それでこの先また改定する5年後まで十分に、市の負担が増えるのに維持していけるのかしらという心配があつて。でも、全市的に決まっているということであれば仕方ないのかもしれませんが、どうなのかなという気もする。1.5倍でもまだ安いよねというのが私の考えなのです。

○事務局 今の人件費の上がり方とか物価の上がり方などもあり、手数料の見直しというのは約5年というのを目安にやりましょうというのがあります。今回に関しては、コロナ禍とか、そういうのもあったので、その分少し空いて、令和元年から、今は令和7年度ですけれども、そういうタイミングになっている。今おっしゃったとおりで、1.5倍になっても、5年後になったらどういう状況になるか分からないというのは、そのとおりだと思います。5年すると恐らく同じような形で、負担のパーセンテージが低くなってという話があるかもしれませんが、まずは現時点のもので比較しながら、全市的なものとして、1ページ目にある急激な負担増を避けるため、上限を1.5倍と。それも含めて、1.5倍になったらどうなるというものを例示しているところです。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

1点伺いたいのですが、現状の話聞いて、値段を上げることによって影響を受ける人たちもいると思いますが、値上げすることによってほかの市全体としては何が起きるのかということ、もう少し生活の変化みたいなものをイメージできたほうが議論もしやすいと思うのですが、値上げすることによって何が起きるのか。誰がどんな影響を被って、社会として、市としてはどうなるのかと。あるいは、値上げのメリットとデメリットとかについてもお聞かせいただけたらと思います。

○事務局 お答えします。

先ほど、財政的な面からいうとどうかという話があつたかと思いますが。やはり市側のところでいきますと、市の歳入としては、まずは税が基本というところです。越谷市はたしか税収は6割まではいっていなかったのかな。50%台ぐらいが一般会計の歳入の割合というところですが、それ以外のところ、国からの補助金ですとか、いろん

な補助金、あとはお金を借り入れたり、税外収入、使用料だったり手数料だったりというものがあると。やはり税収というのは、景気もそうですし、左右されるところがあるので、なかなかその辺は増やすのは難しい。これは越谷市に限らずですが、税外収入を少しでも増やせないかと。例えば、ごみ収集カレンダーでも広告があったりとか、広報でも広告があったりとか。越谷市はそこまでやっていないかもしれないですけども、ネーミングライツとか。あらゆるところで市の収入となるようなもの、税ではないところでもいろいろ考えていきたいと思いますというところがあります。その中でも手数料、し尿に関して言えば平成10年から変わっていない。その辺りも広く見直して、現状と比較してどうなのかというところを考えましようというところがあります。納めている人にとって、市民の方にとってはその分の負担は増えるよということにはなりますが、市の立場としてそういう視点というのは避けて通れないところはあるかと思えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。お願いします。

○事務局 現状、受益者負担割合が100%ではない時点でそれぞれ赤字というところなんです。これを将来にわたってどう見ていくかという場合、どこかでつまずくところは出てくると思うんです。100%にない時点で市の財源を繰り入れしている形になりますので、どこかで財政の圧迫が、何年かは持ちこたえても、圧迫は出てくると思います。し尿のくみ取りを利用している世帯にとって変わらないことは望ましいかもしれませんが、くみ取りではない世帯は受益と負担の不均衡、これが大きいまま継続されることになります。

これを少し変えた場合、受益者負担割合をなるべく原価に近づけることで財政の健全化が図れたり、不均衡の是正だったり、こういった歳入を一定の財源として事業者にも委託をしています。エッセンシャルワーカーの方たちの賃金、ここにも大きく響いていく形となります。将来的にサービスを提供していくに当たって、赤字の状況をこのままにするのか、少しでも解消していくのかという部分が考えられると思います。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。お願いします。

○委員 前回の審議会で説明があったかと思いますが、今回の変更案は、世帯割は固定金額、人数割は普通便槽と改良便槽別々になっています。前回の資料を見ると、世帯割固定で人数割は差を設けるのは春日部市だけで、草加、八潮、三郷、吉川、さいたま、川口、上尾などは世帯割が普通便槽と改良便槽が別で、頭割が固定となっている。越谷市の案は数が少ないほうを選択しているのですが、この理由は何でしょうか。

○事務局 お答えします。

現行の金額は平成10年に定められましたが、残念ながら、当時の資料を見つけることができませんでした。どのようにこの区分に達したか分からない中で、改めて原価を出すときに求めたものが、現行の形となっています。

今回原価を算出するに当たり、一つ目が、事業者さんをお願いしている運搬の委託料、二つ目が東埼玉資源環境組合に持ち込んだ後、そのし尿を処理するときに発生する費用、この二つを見込んでいます。一つ目の世帯割は、事業者さんをお願いしている運搬の委託料をベースにしたものになります。事業者さんとしては、便槽の形によらず、世帯に人数によらず、出動1回当たりで同じような金額が発生しているということで、全体の委託料を出動件数で割った金額が原価で、それに基づいて金額を算出しています。

人頭割は、くみ取る量が人数によって変わり、普通便槽と改良便槽では地下に埋まっている便槽もあります。容量は約2割違うため、それに基づいて差をつけたものです。

○委員 基本的には、実際の原価に基づいて案をつくられたということなのですね。

○事務局 当時の在り方に遡ることができなかつたので、今持ち合わせている数字なりで出したものがこの区分という形ということでございます。

○委員 従量制なのですが、他市は基本的に36リッター当たりとなっていますが、越谷市だけ18リッター当たりとなっている。このまま変更なしでいくのでしょうか。

○事務局 越谷市では18リットルからになっていますが、この料金の体系を使うのが業者さんで、仮設トイレもあるのですが、いわゆる一番小さな18リットルの区分があることで、少し差が出てくる場合がございます。そういった部分も加味して、変更なしでいければと考えております。

○事務局 刻んでいくほうが、少なくて済むとことがあるかと思われま。

○委員 18リッター170円ということは、36リッター340円になると思うのですが、340円になるとほかの市よりちょっと高いのですね、36リッター当たりより10円か20円か。どっちがいいのか、ちょっと私には分からないですけれども。

○会長 ほかいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○会長 ないようでしたら、手数料の見直しについて当審議会の考え方を整理いたします。

まず受益者負担割合の基本方針について決めていきたいのですが、市の方針としては100%ですね。一方、前回の料金の見直しのときは50%が望ましいだろうということでした。それらを踏まえて今回の審議会において何%にするかということです。細かく数字を決めていくとなると難しいと思うので、幾つかある案の中から決めていくのが直感的なイメージがしやすいのではないかと、話をまとめやすいのではないかと思います。

それらを踏まえて、資料には100%から50%とありますが、挙手はしにくいですね。

○事務局 前は挙手だったような。ただ、会長が言うように、挙手しづらいのかなというのがあるかと思います。そこは審議会の考えというところかと思います。

○委員 今回皆さんで審議して、来年の9月からとして、次の改定の議論が起こるのは何年後でしょうか。縛りがあるのかどうかで考え方って変わってくると思うのですが。

○事務局 基本的に5年に1度の見直し。

○委員 いろんな社会情勢とか経済状況が変わって、3年ぐらいで見直さなければいけないということには絶対ならないということですか。

○事務局 絶対ということは申し上げられませんが、基本的には一定期間ごとに見直しをします。例えば、令和元年は、コロナの影響で、見直しが延期になってしまったということがあります。将来のことは何ともいうところですが、市の方針といたしましては、一定間隔ごとに見直して、適正な価格で捉えていくべきという考え方です。したがって、現時点での考えをおまとめいただき、次の見直しの時期は5年後と考えられます。そのときの状況を踏まえて議論いただくことになるかと思います。

○委員 そういう意味では、この先5年までのことを考えながら。

○事務局 20年とかではないですね。

○委員 分かりました。

○事務局 ここで決めたことが何十年もという、皆さん物すごく重くなる感じがあるかと思います。5年を目安ということで、その期間での考えとになるのではないかと。

○会長 議案ができてから、議会のほうで審議されるということで。

○事務局 はい。されます。恐らく同じような議論が、きっと議会の中でも、皆さんと同じようなお考えもあり、どうなのかという議論は出てくるかと思います。

○会長 それらを踏まえた上でどうするかということですね。では、挙手にしますか。もし本当に嫌であれば、紙に書いて。

○委員 私は挙手でいいと思います。

○会長 挙手でいいですね。では、皆さん挙手でよろしいということで。

では、まずは100%が望ましいという人たち。

[賛成者挙手]

○会長 よろしいですね。

では、続いて50%ということ。

[賛成者挙手]

○会長 9人ということでよろしいですね。

○委員 僕も含めて10人ですね。

○会長 10人ですね。となると、人数の関係上、これで50%ということで決定ということ
でよろしいですね。

続いて、消費税についてなのですけども、表示形式をどうしましょうかということ
ですね。内税にするのか外税にするのか。これも挙手でお願いします。

内税が望ましいという人たち。

[賛成者挙手]

○会長 では、外税がいいという人は。

[賛成者挙手]

○会長 となると、今7名でしたね。外税が7名でした。内税の人たち、それ以外の人た
ちは内税でしょうか。

内税の方、もう一度手を挙げてもらって。

[賛成者挙手]

○会長 6人。こちら6と7ということで、外税をもう一回手を挙げていただいでいいで
すか。

[賛成者挙手]

○会長 7名ということですね。となると、外税で決定ということでよろしいですか。

○委員 今日全員で14名ですよ。今13人ではないですか、7と6で。

○会長 Zoomの方お二人いらっしゃって、外税と内税に1人ずつ分かれて1票ずつ。

○委員 でも、6と7だと……

○委員 1名挙げていないのではないかということですね。とすると、7、7になってし
まう可能性があるわけですね。

○委員 8、6になるかもしれない。

○委員 1、1で分かれている。

○委員 あと12名がどうなっているか。

○委員 私は内税。もう一度手を挙げさせていただきます。

○会長 内税です。

[賛成者挙手]

○委員 6名ということですね。内税が6名で、では外税がよいという方たち。

○委員 税金は内税と外税はどちらがいいですか。

○委員 内税。

○委員 7、7ですね。

○会長 この場合はどうしたらいいですか。

○事務局 できれば、どちらかに決めていただけると助かるのですが。市としては、市民の方に分かりやすい料金体系を示したほうが良いという考えで、内税が望ましいという考えがございます。また、1.5倍という数字を見たときに、1.5掛ける1.1を掛けてしまうと、1.5倍に収まらないというところがあります。これらを踏まえて、さらに現行は内税で表示されているため分かりやすいということで、内税を提案するものです。

○事務局 もう一つ、税率が変わった場合、税率を定めた箇所があれば、それを改定するという作業も出てくるかなど。外税で定めている場合は、この表にさらに1.1を掛けるみたいな条文となりますので、そういう点では分かりにくいというのがあるかと思います。この表にある額が負担するお金なのですよということが分かるのではないのかというところがあり、市としては内税ということがいいのではないかと考えます。

○委員 諸々の資料で過年度データというのは内税になっているのですか。

○事務局 以前の。

○委員 ええ。

○事務局 そうですね。越谷市の場合、手数料について外税ではなかったもので、以前のものも内税となっております。

○会長 比較対象もそのほうがしやすいということですね。

それらも踏まえた上でもう一回。内税が望ましいという人たち、いかがでしょうか。

[賛成者挙手]

○会長 はい、では内税で。ありがとうございます。

続いて具体的に各手数料です。し尿手数料についてですけれど、単身世帯と普通世帯で分かれていた区分を統合しますということで、それらを踏まえた上で金額改定についてありかなしかということ、手を挙げていただけたらと思います。

金額改定ありの方たち、手を挙げていただけたら。

[賛成者挙手]

○会長 全員ということで、金額改定ありということですね。

では今度その金額の改定案をどうしましょうかということですね。決めやすい方法としては、ここに書いてある案を参考にするのが望ましいかと思います。それらを踏まえた上で価格改定しましょうということ。A案とB案、どちらが望ましいかということですね。A案とB案、そしてC案ですね。どれが望ましいかということですね。

お願いします。

○委員 前回C案を審議会でお示しされたと思うのですね。私、暇なときにこのC案でい

くと、現行からどのぐらい上がるのかなと計算したら、要は独り住まいの人は1.5を超える計算になることが分かりました。逆に独り者でも1.5で収めるにはどういう価格体系がいかというのを自分なりに作ってきたのです。それを披露してもいいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 世帯は450円、それから人数割は普通便槽が330円、改良便槽が520円、それでいきますと普通便槽の場合、独り者の人は今520円が780円になると思います。ちょうど1.5倍。それから、改良便槽は、今650円がさっきの計算でいくと970円になるのですけれども、1.49倍ということで、1.5倍に収めるにはこういう数字が、遊びでつくったのですけれどもということで、参考になるかならないか分かりませんが。

○会長 E案ということにしますか。

○委員 それで、今私が言ったやつは、複数家族でも1.06とか1.07とか、改良便槽であるならば1.1とか1.2値上がりすることにはなりません。全ての、どういう人数構成であれ値上がりするけれども、独り者だけが1.5までいくという一応計算的にはそういうことになっています。

○会長 この件についていかがでしょうか。

○委員 すみません。仮にC案が通ったとして、実は単身世帯が1.5倍以上になっているという、そこは修正がかかるものなのですか。1.5以上になっているという。

○事務局 おおむね1.5倍とするという考えがあります。前回その他の廃棄物手数料の210円の議論については、これ前回は100円から150円という話だったのですが、150円でもまだ低いのではないかとということで、210円で答申した経緯がございます。市としてはこういった考えなのですが、審議会としては例えば1.5でも少ないからもっと引き上げるのか、それは皆さんのご意見をお聞かせいただくということでございます。

○会長 具体的な数字に関しては、これから答申をつくるに当たって考えていただくという形になる、お任せするという形になるので、その上で今出していた450円、330円、520円というのも踏まえて検討していただけるという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局 まず、考え方ですね。整理していただいて、もしここに当てはまらないような形であれば、最終的には調整はさせていただきたいと思います。それで、まずは単身世帯を含めて1.5倍にするのか、それとも実際の経費のかかり方を見た上で……

○会長 50%か100%か。

○事務局 特別視をしないのか、その辺りの考えを……

○会長 細かい金額ではなく、答申ということですね。

○事務局 はい。

- 会長 分かりました。
- 委員 さっきB案の挙手10人というのは、あれは何の挙手だったのですか。
- 会長 受益者負担率をどのぐらいを基本に考えるかということ。50%くらい……
- 委員 B案だったのですね。
- 会長 そうですね。
- 委員 今のお話は。現行1.5倍をどうするかということは今議論するのですか。
- 会長 そうということになります。
- 委員 そうすると、さっきの挙手は何ですか。
- 会長 そうですね。
- 事務局 受益者の負担割合としては、市の原則では100%。ただ、審議会としてはどれぐらいを見るのか。受益者負担割合を50%とすると、1.5倍を大幅に超えてしまう状況で、ではそれをどうするかと。審議会としての考え方としては、受益者負担率というのはこれぐらいが本来はいいのではないかと。ただ、1.5倍という枠というか、それがあって、そこまでは現状はいかないですよということなのかなと。
- 委員 私がB案に賛成した理由は、下水道は大体3,100円ぐらい払っていますよと。し尿のほうは1,200円ほどですよ。であれば、B案が一番近いのかな。そういう意味で私はB案に賛成したのです。その前にC案が、いや、これが絶対のボーダーラインで、これを超えてはいけないのだよというのであれば、そこにどういうふうに落ち着くのかですけれども、私としては、負担率は同じほうがいい。先ほど低所得の人とかは行政対応するから、しているからというお話がありましたので、B案でいいなと私は思いました。
- 会長 分かりました。それらを踏まえた上で、改定案をどれにするかということを決めていきます。
- まずは、100%が望ましいというA案の方いらっしゃいましたら挙手いただけたらと思います。

[賛成者挙手]

- 会長 続いて、B案の原価50%が望ましいという方、おられましたら手を挙げていただけたらと思います。

[賛成者挙手]

- 会長 ということで、現時点でB案が7人ということですね。

続いて、現行の1.5倍、C案が望ましいという方、手を挙げていただけたらと思います。

[賛成者挙手]

- 会長 5名ということですね。手を挙げていらっしゃらない。

- 委員 私は、だからA、B、Cではないという意味で手を挙げていないということです。
- 委員 私も本当はCとBの間ぐらいがいいです。Bはちょっと高過ぎるかなと思うので。
- 会長 となると、折衷案はE案ということにしますか。お二人の折衷案をE案として、ではそのE案は2人ということ。
- 委員 いえ、私はCとBの間だから、もっと高いです。Cよりは本当は高いところをつけたいのだけれども、いきなり1,950円はないだろうと思ったので、致し方ないので、一番近いのはC案ということ。
- 会長 ではCと。Cの方、挙手いただけたら。

[賛成者挙手]

- 会長 となると、Cは合計で先ほど挙げていただいたのが5名ということで、草場さんが挙げていただいたので……
- 委員 そのときに私も挙げていました。
- 会長 すみません。となると、C案の方、もう一度手を挙げていただいてよろしいでしょうか。あともう一方いらっしやった。

[賛成者挙手]

- 会長 C案が5名ということですね。となると、合計で14名ということなので、多数決の結果B案にまとまるということになります。それに当たって、近隣等の価格を考慮しますかということなのですけれども、要はほかの近隣の自治体の価格を踏まえて値段を上げるか下げるか。この点についてはいかがでしょうか。
- どうぞ。

- 委員 世帯数16万分の1,000ですから、考慮しなくていいのでは。市の人口増加の競争力が落ちるといっているのであれば、大きいと思いますけれども、16万分の1,000では……
- 会長 一応考慮するかどうか、皆さんの意見を聞いた上で。
- では、近隣等の比較を考慮いたしますかということですね。考慮すべきだという方たち、挙手いただけたらと思います。

[賛成者挙手]

- 会長 6名ですね。
- では、考慮しないという方、挙手をいただけたらと思います。

[賛成者挙手]

- 委員 すみません。足立ですが、今何に対して決を取ったのかがはっきり聞こえなかったのですが。お願いいたします。
- 会長 こちらについてなのですけれども、今価格について検討しているのですけれども、

その改定案を踏まえた上で近隣の自治体との価格の違いを踏まえるべきかどうかということですね。

○委員 はい。分かりました。では、考慮する方に1票入れます。

○会長 分かりました。となると7、6で、考慮ありということで。

○委員 1名足りない。

○委員 すみません。これ、主要な自治体で一番新しくても平成21年のデータなので、比較がしにくいですね。

○会長 そうですね。難しいなど……

○事務局 周りを変えていないからずっと変わらないという状況が続いているというのはあるかなと思います。その間、消費税率も変わって、物価の高騰がありながらも、周り変わっていないからというのが続いているというところかと。

○会長 草加と越谷が値段を改定するとなると、先陣を切ったみたいな形になって、ほかの自治体も動く可能性がありますね。

○事務局 そうですね、それは。

○会長 手を挙げていらっしゃる方、よろしいですか。7、6だったのですけれども。では、もう一回やったほうがいいですね。

では、もう一回聞きます。近隣と比較考慮必要だ、ありの方、手を挙げていただけたらと思います。

〔賛成者挙手〕

○会長 7ですね。

一方、なしの方、手を挙げていただけたらと思います。

〔賛成者挙手〕

○会長 あれ……僕も数えるのですけれども、数えていただいて。お願いします。すみません。

では、またやって。すみません。考慮ありの方、お願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長 7人ですね。

では、ありということで。何円程度というのは具体的な数字は入れるのは難しいですよ。具体的な数字になってくるとちょっと難しいのかなという気がするので、考慮するというに決めてよろしいでしょうか。

○事務局 例えば4ページ、5ページ、6ページあたりですと、基本的な一つの仮の案として、基本的なものは50%なのです。ただ、近隣等を見た上で大体Cの近くあたりに、

Cの金額あたりが妥当だということか、もしくはもうちょっとCより下のほうがいいのかとか、大きいほうがいいのかとか、その辺の目安が分かると、例えば最初から1.5倍なのか、それとも同じ1.5倍でも50%が近隣プラス・マイナスで、結果的にC案の数字に近くなるのかとか、その辺の考え方が分かりますと。

○会長 それらを踏まえた上で、50%より上に行くか下に行くかということですか。

○委員 常にBとかCとか選択肢を自分の意思と違うほうにものが決まっているところで、その今おっしゃっているようなところを言えというのはちょっと酷ではないでしょうか。

○事務局 今審議会でも50%が多数だったのですね。そうすると、その後ずっと低いところを考慮するかしないか。考慮するとしてしまったら、今より低いところが多いではないですか。そこを考慮するって、どうしても矛盾したところ、パラドックスみたいなものを解決するのだからって思ってしまうのですけれども。50%に賛同する時点で考慮しないということではないのかと思います。

○委員 私もそう思いました。だから、考慮しないに挙げました。

○会長 分かりました。

○委員 すみません。それで、例えば草加市さんが昭和47年度だったら、昭和47年度の消費者物価指数と換算するとかでは駄目なのではないでしょうか。そんなに変わらないのかな。1.2倍とかそんなものなのかな。

○委員 すみません。足立です。今の議論を聞いて私もちょっと自分の間違いに気がつきましたので、考慮しないほうに変えます。

○会長 となると7、7に。

○委員 他自治体を考慮するかどうかについて、考慮しないにします。お願いします。

○会長 分かりました。割れましたね。7、7に割れたことになります。

○委員 先ほどの質問で、B案で多数で決まりましたよね。ということは、近隣と比較考慮については初めからありなしではなくて、もうなしで皆さん賛成なはずなのですね。ということであれば、一応B案でもう賛成で出ていますので、多数で。ここの質問についてはなくてもよろしいかと思います。ただし、金額の場合はどうするかという、そこだけだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員 具体的な金額ということですね。このままでいくと世帯割が1,950円にいきなりなることになる。それについて、それはさすがに高いだろうと思うかどうかというところを意見で言えばいいということですね。高いと思う。3倍以上ですものね。

○会長 市の方針としては、あんまりにも高過ぎる値上げはということで、前例ですと1.5倍ということだったのですね。50%にした場合に値上げしたとしても、要は過度な値

上げを防ぐ意味では1.5倍の上限という考え方だったということですね。

○事務局 審議会として、こういう形で答申となっても、実際のところの料金としてはそれが完全に反映されるわけではないというところはあると思います。あくまで審議会の考えとしてどうかというところで。現実的な料金がこうだからそれという形ではなく、考えとしてどうかという集約をしていただければいいのかなと思います。

○会長 現時点で改定案はB案ということで。では、これらを踏まえて近隣等の比較、先ほどの話ですと、B案で50%ということにしたということは、では近隣等の比較考慮は必要ないという認識で。では、皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」という人あり〕

○会長 では、比較はなしということで。

続いて、粗大ごみの収集運搬手数料についてなのですが、この金額改定、まずはありとするかなしとするかについてです。ありの方、挙手いただけたらと思います。粗大ごみの手数料について、価格改定すべきか。

〔賛成者挙手〕

○会長 13名ということですね。

では、金額改定ということですね。

続いて、改定案についてです。ここもA案とB案から選んでいただけたらと思います。

では、まずA案が望ましいという方、挙手いただけたらと思います。

〔賛成者挙手〕

○会長 いらっしゃらない。

では、B案が望ましいという方いらっしゃいましたら、挙手いただけたら。

〔賛成者挙手〕

○会長 では、B案ということです。この一覧についても近隣等の比較考慮というのはよろしいでしょうか。

○委員 ごめんなさい。質問です。一々近隣都市まで考慮するかということは必要ないのではないのでしょうか。この審議会で決める以上、顔色まで見ながらやるというのは審議会としてはどうかと思いますので。いかがでしょうか。

○委員 賛成です。

○会長 では、こちらについては近隣等の比較考慮はなしということで。

続いてその他の廃棄物手数料について。こちらも、まずは金額の改定から。金額の改定ありの方たち、挙手いただけたらと思います。その他の廃棄物処理手数料ですね。

〔賛成者挙手〕

○会長 では、続いて改定案についてです。

改定案Aが望ましいという方、いらっしゃいましたら挙手いただけたら。

○委員 A案は、東埼玉資源環境組合と同額って意味になるのですか。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 同額はE案です。

○事務局 東埼玉資源環境組合の料金で、E案が210円です。前回答申でかかっているB案という形でご理解いただければと。

○事務局 この時点は東埼玉資源環境組合の料金が変わっていないので。同額だとすると、一番右にあるE案ですか、これが同額ということになります。

○会長 その金額から変えるかどうか。

では、続いてB案の50%が望ましいという方、挙手いただけたらと思います。

〔賛成者挙手〕

○会長 6名。

続いて、現行の1.5倍、C案が望ましいという方いらっしゃいましたら。

〔賛成者挙手〕

○会長 2名ですね。

前回の答申、東埼玉と同額ですね。E案が望ましいという方いらっしゃいましたら。

〔賛成者挙手〕

○会長 6名ですね。

となると、B案とE案が6、6になっています。となると、B案とE案どちらかで決めていただくということよろしいでしょうか。

では、B案が望ましいという方、挙手をいただけたらと思います。Bですね。

〔賛成者挙手〕

○会長 続いて、E案が望ましいという方いらっしゃいましたら。

〔賛成者挙手〕

○委員 すみません。間違いました。こっちに挙げて、さっきのから1つ減らしてください。

○会長 分かりました。では、B案が4人で、E案がもう一人いて。すみません。E案が8名ですね。

○委員 すみません。今どちらですか。よく聞こえないのですね。すみません。

○会長 その他の廃棄物処理手数料の改定案について選んでいます。最初の挙手の段階ではBとEが6名、Cが2名で、BとEでどちらか選んでくださいということです。

- 委員 ごめんなさい。BかEですか。
- 会長 BかEです。
- 委員 Eですか。何と何ですか、ごめんなさい。もう一度。
- 会長 BとEです。
- 委員 分かりました。
- 委員 330円と210円を比べております。
- 委員 ありがとうございます。
- 事務局 前回の審議会の中で議論された内容の補足なのですが、現行は東埼玉資源環境組合が210円ですと。差があった場合、例えば今の100円である場合、不燃ごみのほうが安くなるというところで。そうすると、本来可燃ごみとして出さなければいけないものを、事業者が安くするために不燃ごみに入れて出されてしまうことを誘導する可能性があるのではないかというお話が前回の審議会ではございました。そこで、右に行っても左に行っても損得では動かないようにするというのも議論された経過がございます。そういった視点なのか、それとも処理費に対して市と応益負担の考え、受益者負担の考え、ここが議論のポイントかと思えます。
- 会長 それらを踏まえた上で、B案が今挙手4名でしたね。
- 委員 でも、し直さなければ……
- 会長 そうですね。し直したほうがいいですね。
では、B案が望ましいという方、改めて。
〔賛成者挙手〕
- 会長 7名ですね。
では、続いてE案が望ましいという方、挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕
- 会長 7、7。
- 委員 逆に健全とも言えるのではないかと。
- 会長 BとE、それぞれ7、7ということになりました。それも健全な気がしますけれどもね。
- 事務局 周りと比較して安いというのは、多分そこに流れてくるという可能性はあるかと思うので、近隣との比較がどうかというのは鍵となるところかと思えます。
- 会長 きれいに割れましたものね。
- 委員 周りから流れてくるというのは、他市から越谷市に持ってくるということですか。
- 事務局 という可能性も。

○委員 クリーンセンターに持込みって、他市の人は持ってこられるのですか。リサイクルプラザに持っていく話ですよ。

○事務局 事業系のごみですと、収集業者が市の事業許可を持っていれば、どこで捨てているか、どこから回収しているかってははっきり分からないことになってしまうので、そういうものをやはり避けてはいきたいというところがある。運搬業者は、例えばさいたま市も持っていたり、越谷市も持っていたり、それを持ってきたときに安いところで捨ててしまえばいいやという話ではないでしょうねってところの議論は、令和元年にやった審議会の中でお話がありました。前回の審議会でも、同市、5市1町、近隣市を含めて同じ金額の210円。270円だと、事業系の方からまたお金を取っていきますので、ちょっと取り過ぎだろうというところもあって、東埼玉と同じ価格、可燃ごみと同じような取り方で210円、5市1町も210円を基本としていますので、それが適正ではないかということ審議会でも議論された経緯がございます。その辺も踏まえ、価格を上げていくのもどこまで、今回、330円に上げてしまうと、こちらが高いので、他市に流してしまうのはどうかというところもあります。改めてご検討していただければと思っております。よろしくお願ひします。

○会長 境界付近を収集していると、またいでみたいな話を聞いたことはあります。

○事務局 基本的にはきちんとやっています。万が一といいますか。

○委員 私の意見として述べさせていただきます。リサイクルプラザに搬入、これについては業者であれ、個人であれ、車を使って搬入するのでありますので、ここについてはガソリン代と人件費を使っておりますので、私はE案のほうがベターというふうに考えております。また、市のほうから補足説明ありましたように、その辺の流れを考えると、やっぱりE案のほうがよろしいかと。私の意見ですが、述べさせていただきました。

○会長 それらを踏まえた上で、また挙手をよろしいですか。お願ひいたします。

皆様、再度挙手をお願ひいたします。B案かE案です。B案、お願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長 5名ですね。

続いて、E案が望ましいという方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○会長 E案が9名ということで、ではE案ということでお願ひいたします。

それでは、皆様で議論いただいたものを答申案という形にまとめるに当たってなのですけれども、令和元年度の見直しの際は、答申を作成するに当たって代表の会長、副会長と事務局とで答申案を作成して、答申させていただいた経緯がございます。今回も同

様に一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○会長 ありがとうございます。

では、会長と副会長と事務局とで答申について作成させていただき、決まった段階で皆様にお知らせいたします。

議事は済みましたので、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局 会長、すみません。1つだけ確認をさせていただきたいのですが、最初に全体の基本の受益者負担割合として皆さんに50%という方向性を決めていただいた中で、そうするとし尿は50%というのがあるのですけれども、粗大ごみのほうは50%でいくと変わらない形になるのです。もしここがB案という形であれば、し尿のほうはもしかしたらAとBの中に75%というのがあれば、もしかしたら皆さんそこに手を挙げたのか。それとも受益者負担割合の考え方から100%なのか、50から100の間なのか、50なのか、基本的な最初決めていただいた50%というのと粗大ごみのところが基本になってくる。

○委員 粗大ごみはB案に決まったのではないですか。

○会長 そうですね。B案なのですけれども、B案だと77%。

○事務局 Bだと77%ですよ。そうすると、受益者負担割合の50%を超えてしまう。最初は50%ではなくて、もっと高いもので、3ページのところには間の50から、先ほどの折衷案をお示しさせていただいていなかった。そこは選択されていなかったの、実はそこという話なのか。その辺いかがでしょうか。基本的な例となる受益者負担率というのは、前回の答申で最初に基本的な考え方を示していただいて、その中で、ではし尿は50%だからいいですね。そのほかについては大体50、ちょっと超えているけれども、50ぐらいだからいいですねという形でいただいているので、そのこの整合が取れるかなと思うのですが。

○会長 77%ですけれども、50%とは大分数字が違いますよね。B案だと1.5倍ということですね。となってくると、では50%という考え方でいくなれば、金額改定なしということでもよろしい。

○事務局 基本的なパーセンテージをどこに置くかで変わってくるかと思うのですが、100にしたり75だったりとかすると、粗大のほうはそのまま進めるのかなと思っていました。そうした場合にし尿のほうはもしかしたら1つ、審議会が終わった後にここにはない数字で、近い数字で案をつくらなければいけないのか。

○会長 全体的な方針としては50%ですけれども、全てが50%ということであると。

○委員 これって、し尿処理と粗大ごみと違っていうので、その率が同じではないといけ

ないとかということがあるのですか。大前提の話。

○会長 そうですね。

○委員 決まった後にそこを考慮してくれというのであれば、それを前提に話をしないといけなかったということですよ。まずそこが、振出しに戻るようで申し訳ない、必要なのであれば、その案がこの中に入ってくるかどうか。

私がここを賛成したのは、同じような比較が他市にないのですけれども、草加市が一番近いかなと思って見たら少ないではないですか。そうすると、1.5倍しても草加とそんなに変わらないよねと思って私は賛成したのですけれども。ちょうどお隣だし。

○事務局 粗大ごみの運搬収集については、草加市とそんなに大差がないような状況にはなっていないかと思えます。長さが草加市と違うので、うまく比較はできないのですけれども、私どももそういう試算をちょっとした中で1.5倍にたまたまなったのが、数字として表れるとちょうど合っていたというような状況で、今の受益者としては77%になってしまっているという状況です。

○会長 この部分だけ、要は50%よりも高いような受益者負担率というのは、何か問題があるかというのはあるのですか。

○事務局 市の方針としては、先ほど言った100%ということにして、77だからとかというのは問題は特にございません。ただ、先ほど審議会の中で議論して設定していただいた、基本的には50ですよというところからは少し逸脱しているのではないのでしょうかという投げかけも含めてということだと思えます。そこが50程度という言い方ですので、75が程度なのかどうかという考え方はございますが、そこについての話が少しうまくかみ合っていなかったのかなというふうには感じているところでございます。

○事務局 ただ、答申としては、前回のやつでもあくまで程度。ただ、それぞれの手数料の見直しについてはこうですよということを触れているので、全体としては50%。ただ、近隣との比較とか、その辺も含めて、例えばし尿に関してはこうします。粗大ごみに関してはこうしますということは、個別に一つ一つ決めることは、あくまで大枠としての考えはこうだけれども、個別に、草加市であるとか、他市の状況を踏まえて粗大ごみに関してはこうですよということを触れるということは、前回の答申のフォーマットを見ても、そこはできるかなと思っています。

○事務局 例えば7ページの粗大なのですが、受益者負担率50%をベースとして、近隣との比較を考慮した結果、結果としてB案に書いてある金額にするという出し方もできるのだと思います。

1つの手数料なのですから、同じ条例に並べて書いてありまして、行が異なるご

とに考え方がいろいろずれてしまうと、統一性がなくなってしまうので、最後の近隣のプラス・マイナスというのはとてもうまく使えるものですので、そういった解決の仕方もございます。

○会長 現行ですと、ほかの自治体よりも低くて、B案のほうは草加市とかと近いということですね。この点に関しては、近隣等の比較を考慮するというふうにしてよろしいでしょうか。

○委員 ここは近隣を考慮すべきだと思うのです。新しい人が入ってきて処分しようと思ったとき、越谷市高いよねって言われてしまうと、し尿処理する人は少ないですけども、こっちは多いですよ。そう考えると、ここは重要だなと思うのですけれども。

○会長 そうですよ。そうなってくると、ここに関しては越境ごみを防ぐという意味では、ある程度ほかの自治体を考慮というのも一つの案となりますね。では、この点に関しては、近隣等を比較考慮するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」という人あり〕

○会長 では、よろしいということで。この点に関しては、近隣等を比較考慮するということでありとして、これで受益者負担割合は77%とはなりますが、現行の1.5倍ということで決めさせていただきます。

では、それで一通り決まったかと思いますので、議事は済みましたので、事務局に進行をお返しいたします。

○司会 次第に従いまして、その他とありますが、皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○司会 ないようでしたら、最後に審議会の閉会に当たりまして、浅見副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○副会長 本日は、お忙しい中、令和7年度第14期第2回越谷市廃棄物減量等審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

今回の審議会をもちまして、令和7年度は以上となります。ごみ処理基本計画の見直しと生活排水処理基本計画の策定に始まり、廃棄物減量等推進委員制度や手数料の見直しなど、委員の皆様には多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様にはご健闘とさらなるご活躍を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

一言添えさせていただきます。実は私、1月11日、越谷市では二十歳のつどい、以前は成人式だったのです。一斉に11日、行いました。私、蒲生地区の責任者として、240名弱なのですが、新成人集まりました。いろいろ最初はマスクしながらお話しして、注意

しながらしていたのですが、声がなかなか通らないものですから、マスクを外して女性の和服のストールを一応基本ですから外さないといけない。触れ回ったのです。そして、次の日、12日、祭日なのです。そうしますと、節々が痛くなっていたのです。熱は、私平熱が35.6ぐらいなので、次の日、12日が36.6ぐらいになって、これやばいなと思いがらかかりつけの病院はお休みなので、13日、もう測ったら38度を超えていました。行って隔離されて、一応診察していただきましたら、A型のインフルエンザと。実は、10月の末にインフルエンザの予防接種、妻と一緒に毎年受けていますが、今回はB型ではなくてA型にうつりましたという形で、5日間接触禁止でございました。おかげさまで体調よくなったのですが、まだまだこういう形でインフルエンザ、一部ではコロナ、いろんな形で出ておりますので、皆様、各委員の方の健康に十分ご自愛していただければと思います。最後に言葉を添えさせていただきました。

本日はどうもお疲れさまでした。

○司会 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の会議は全て終了でございます。